

社会福祉法人悠久会

次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基づく 一般事業主行動計画

働きやすい職場環境を整えることによって、すべての職員が仕事と生活の調和を図り、その能力を十分に発揮できるようにするため、また地域の次世代育成支援対策に貢献するため、次のように行動計画を策定します。

令和5年5月26日

1, 計画期間

令和5年7月1日 ～ 令和8年6月30日までの 3 年間

2, 内 容

目標 1	年次有給休暇の取得日数を、一人あたり平均 12 日以上とする。 (年間 10 日以上付与された職員)
対策	<p>令和5年7月～ 有給休暇の取得状況のとりまとめ(4～6月分) ☞以降、3ヶ月毎に実施(10月、1月、4月)</p> <p>令和5年8月～ 衛生委員会・衛生推進会議等での報告と検討 ☞以降、3ヶ月毎に実施(11月、2月、5月)</p> <p>毎年9月 理事会での有給休暇取得状況に関する報告と検討</p> <p>毎年10月 職員に対する有給休暇取得促進キャンペーンの実施</p>

目標 2	女性活躍推進法に関連する両立支援制度の策定および制度化の実施 (現行制度の見直しも含む)
対策	<p>毎年10月 制度の利用状況、取組の成果について現状を把握</p> <p>毎年11月 問題点や改善点の有無について検討をする (衛生委員会・衛生推進会議等または新たな委員会) 問題点があった場合、改善のための取組を検討し実施に向けて計画をする</p> <p>毎年12月 理事会での両立支援制度に関する報告と検討</p>